

令和6年度 第4次佐賀市文化振興基本計画策定委員会 次第

日時: 令和7年3月26日(水)

10時～12時(予定)

場所: 本庁舎4階大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員長、副委員長の選出

5 議事

<協議事項1> 第3次佐賀市文化振興基本計画の進捗状況について

(1) 重点事業について

(2) 数値目標について

(3) その他

<協議事項2> 第4次佐賀市文化振興基本計画の策定について

(1) 第4次佐賀市文化振興基本計画の策定にあたって

(2) その他

6 閉会

佐賀市文化振興基本計画策定委員会委員名簿

R7.3.26～

	氏名	所属等
1	多良 ジュンジ 淳二	佐賀県地域づくりネットワーク協議会/地域づくりアドバイザー 元佐賀銀行文化財団 事務局長
2	シチダ アサキ 七田 忠昭	佐賀県立佐賀城本丸歴史館 館長
3	シハラ キヨスミ 西原 清純	白鬚神社の田楽保存会 会長
4	ヤマダ マサコ 山田 雅子	佐賀市文化連盟 事務局長
5	イノエ ケンジ 諸井 謙司	彫刻家
6	フクシマ リウザブロウ 福島 龍三郎	佐賀中部障がい者ふくしネット 理事長
7	ヤマダ ケンイチロウ 山田 健一郎	公益財団法人佐賀未来創造基金 代表理事
8	キツカ ケンロウ 木塚 隆弘	佐賀市文化振興財団 事業課長
9	ウメザキ シンタカ 梅崎 義高	公募

オブザーバー

	トヨシ ケンタロウ 富吉 賢太郎	佐賀新聞社 非常勤取締役・名誉論説委員長 学校法人佐賀清和学園理事長
--	---------------------	---------------------------------------

佐賀市文化振興基本計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における文化振興施策の指針となる佐賀市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）の推進を図るため、佐賀市文化振興基本計画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、基本計画の進捗状況や方向性に関し協議し、計画推進についての助言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験者、文化関係者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3か年度とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、地域振興部歴史・文化課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

佐賀市文化振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市文化振興基本計画の策定にあたり、広く市民及び学識経験者等の意見を求めるため、佐賀市文化振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、佐賀市文化振興基本計画の策定内容を協議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

3 委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）は、市民及び学識経験者等のうちから佐賀市が委嘱する。

4 委員等の任期は、委員会の所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、策定委員会の会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集等)

第5条 策定委員会は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第6条 策定委員会は公開する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、地域振興部歴史・文化課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。